

# 新型コロナウイルス対策事業「Web Saga Ven (仮称)」システムの構築事業の業務委託に係る企画提案競技（企画コンペ方式）募集要領

## 1. 目的

新型コロナウイルスの感染拡大は人々の仕事や生活に様々な影響を与え、マーケットにおけるニーズを大きく変質させてしまっており、これまで経験したことがない経済停滞を招いている。こうした市場環境の中で、佐賀県ベンチャー交流ネットワークが主体となって異業種連携という強みを生かし、ベンチャー会員はもとより佐賀県全般の企業がビジネス再建や新ビジネスの創出等に取り組める環境を創造することに加え、更に眠っている「産学官民金」の交流（マッチング）を活性化することもできるシステムの構築を業務委託する。業務委託先の選定にあたり企画提案競技の募集を行う。

## 2. 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 「Web Saga Ven (仮称)」システムの構築事業
- (2) 業務内容 別紙1「業務委託仕様書」のとおり。仕様書の内容に関する問い合わせについては企画提案書等の提出期間【令和2年7月29日(水)17時15分まで】とする
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年3月31日（水）まで。  
ただし、令和3年3月の初旬に開催予定のWeb展示会において公開、稼働させることとし、その後のユーザーの意見・提案を踏まえて改善・充実を図ること。
- (4) 契約形態 委託契約
- (5) 採択件数 1件
- (6) 委託上限額 6,600,000円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。
- (7) 委託費の支払時期 原則として業務完了後の精算払とする。（ただし協議も可）

## 3. 参加資格要件

企画提案競技（企画コンペ方式）に参加する者は、次の要件を満たすものとする。（2）の要件については確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く）  
又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第41条第1項に規定する更生手続開始決定を受けた者を除く）
- (2) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。及び次のイ及びウに掲げるものが、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積

極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者 2企画競争に参加する者（以下、「提案者」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。なお、参加要件の確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

#### 4. 募集方法

佐賀県ベンチャー交流ネットワークホームページに企画提案競技募集の案内を掲載

#### 5. 企画提案競技の実施と提出書類等（提出する書類及び提出期限）

##### （1）企画提案競技への参加申込

###### ① 提出書類（各1部）

ア 企画提案競技参加申込書（様式1） イ 団体概要（様式2） ウ 誓約書

###### ② 受付期間 令和2年7月22日（水）17時15分まで

###### ③ 提出先 佐賀県ベンチャー交流ネットワーク事務局

###### ④ 提出方法 電子メール、郵送又は持参

##### （2）企画提案書等の提出

###### ① 提出書類（各3部）

ア 企画提案書（任意様式）

・記載事項 別紙1「業務委託仕様書」に沿って記載（図面等の添付可）

イ 見積書（任意様式）

・費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

###### ② 提出期間 令和2年7月29日（水）17時15分まで

###### ③ 提出先 上記(1)の③に同じ

###### ④ 提出方法 持参

##### （3）企画提案競技の実施

###### ① 日時 令和2年7月30日（木）午後

提案者ごとの説明・質疑に係る開始予定時刻については別途、個別に連絡する。

###### ② 場所 佐賀県地域産業支援センター 3F第2研修室

③ 実施方法 提案者は、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。1事業者についてのプレゼンテーションの時間は40分程度（説明20分・質疑応答20分程度）として、参加人員数は2名までとする。

###### ④ その他 プレゼンテーションプロジェクターは事務局で準備する。

提案者は当日、データ、パソコン（接続設備含む）を持参すること。

#### 7. 審査について

審査員は審査項目に従って審査し事業者を決定する。

###### ① 審査項目 別紙2「企画提案書審査基準」のとおり

② 結果通知 すべての提案者に通知する。なお、審査経緯については公表しない。

また、審査内容及び結果についての異議は一切認めない。

## 8. 契約に関する事項

- (1) 審査において選考された事業者と本業務委託に係る契約者とする。  
ただし、以下の事由により契約を締結できない場合には次点者を契約者とする。
  - ① 選考された事業者が企画提案競技の参加要件を満たさないこととなったとき
  - ② 選考された事業者が本業務の契約締結を辞退したとき
  - ③ その他の理由により選考された事業者と契約締結が不可能となったとき
- (2) 契約金額  
契約金額は、上記2の(6)の委託上限額を超えないものとする。
- (3) 契約内容及び実施条件
  - ① 本業務の契約内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重したうえで選考された事業者との協議により定める。なお、協議の過程で提案の一部(内容、委託費、支払時期)について変更を認める。
  - ② 企画提案書に記載した総括責任者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き原則として変更できないものとする。
- (4) 業務の再委託(第三者に委任し、又は請け負わせる)をしてはならない。

## 9. その他留意事項

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出する企画提案書は、事業者1者につき1提案とし、提出後の書き換え、差し替え、追加等は、認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。
- (3) 企画提案書等の作成及び提出に要する経費、企画競争に参加するための交通費等は、全て提案者の負担とする。
- (4) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (5) 提案に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (6) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (7) 企画提案競技参加申込書を提出した後に辞退する場合は、速やかに10の問い合わせ先まで連絡するとともに、書面にて辞退の届出を行うこと。

## 10. 問い合わせ先

佐賀県ベンチャー交流ネットワーク事務局(担当:七田、大久保、島内)

住所:〒849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝114

TEL:0952-34-4422

FAX:0952-34-4412

Mail:keiei@mb.infosaga.or.jp